

# 全日本磯釣連盟関東支部規約

昭和39年1月1日 制定

平成13年4月1日 改定

平成28年3月31日 改定

## 第1章 総則

第1条 本支部の名称を日本磯釣連盟関東支部(以下、支部と称す)と称する。

### (目的)

第2条 支部は全日本磯釣連盟(以下、連盟と称す)の規約に基づいて支部所属団体の交流を計り、釣り場、釣技、釣り具の研究向上、釣りを通じて健全なリクリエーションの育成、並びに海難事故防止に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するため、支部は次の事業を行う。

- (1) 釣りに関する調査研究及び魚類の保護増殖
- (2) 釣り場の環境保全及び漁業者との利用調整
- (3) 会員の親睦を計り、また青少年の健全な育成を目的とした大会の開催等の事業
- (4) 会員の保安対策、事故防止に寄与する事業
- (5) 釣りに関する講習会の開催並びに機関誌等の発行
- (6) その他の必要な事業

### (事務所)

第4条 支部は東京都千代田区鍛冶町2-9-7に事務所を置く。

## 第2章 組織及び会員

### (組織)

第5条 支部は連盟に加盟した団体を以て組織する。

第6条 支部の事務局を東京都に置く、ただし、必要と認めた地域に地区を設けて業務を分掌することが出来る。

第7条 団体構成員を有する非営利の釣り団体の会長を代表会員と言う。

### (会員)

第8条 代表会員に帰属する団体構成員を連盟会員(以下、会員と称す)と称す。

### (入会)

第9条 支部の代表会員になろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添え、支部長に提出し、幹事会の承認を受けたうえで、連盟に提出しなければならない。

- (1) 団体の名称、代表会員の氏名及び住所を記載した書類
- (2) 会員の氏名及び住所を記載した名簿
- (3) 釣り保険加入申込書
- (4) その他、連盟及び支部が必要とした書類

### (退会)

第10条 代表会員は次に掲げる事由により支部を退会する。

- (1) 団体の解散
- (2) 除名

- (3) 会費を1ヵ年間以上滞納した時
- (4) 幹事会で適当と認めた時

#### (移 動)

第11条 代表会員は団体の会員の移動、登録事項の変更等については、速やかに支部に届け出る  
こと。

#### 登録料)

第12条 代表会員は入会に際し、会員1名につき700円の支部登録料を納付しなければならない。  
い。

第13条 代表会員は下記の会費及び費用を支部に納付しなければならない。

- (1) 会員1名につき9,600円の支部会費、但し、年度の中間にて入会する場合は1か月800円の月  
割り計算とする
- (2) 幹事会で定めた大会費、保険料、その他の費用
- (3) 会費等は毎年3月31日までに次年度分を前納するものとする

第14条 支部所属団体が連盟に納付する登録料、会費等の収納は支部がこれを代行する。

### 第3章 役 員

(役員の数及び選任)

第15条 支部に次の役員をおく。

(1) 役員の数数は下記とする

- 支部長 1名
- 副支部長 若干名
- 支部役員 若干名
- 幹 事 必要数
- 監査役 2名

- (1) 支部長は支部の代表会員の内から幹事会において選出する
- (2) 副支部長、支部役員、監査役は支部会員中より所属団体の代表会員の同意をえて支部長が指  
名する
- (3) 監事は支部所属団体の代表会員及び所属団体の会員より2名を代表会員が指名する
- (4) 監査役は他の役員を兼ねることが出来ない
- (5) 本部への派遣理事については代表会員の中から支部長が任命する
- (6) 本部派遣役員については会員の中から支部長が任命する

(役員の仕事)

第16条 支部長は支部を代表しこれを統轄する。

第17条 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある場合はその職務を代行する。

第18条 支部役員は各部局の職務を遂行する。

第20条 支部幹事会の規定は別にこれを定める。

第21条 支部各部局の機構は別にこれを定める。

(役員の仕事)

第22条 役員の仕事は2年とし、改選期を3月とする。役員は辞任又は任期満了の場合において  
も後任者が就任するまではその職務を遂行するものとする。

(役員の仕事)

第23条 役員は支部の役員としてふさわしくない行為のあったとき、その他特別の事由のあると  
きは、幹事会の議決を経て解任することが出来る。

### (役員の報酬)

第24条 役員は無報酬とする。

### 相談役

第25条 支部に相談役を若干名おくことが出来る。

(1) 相談役は元支部長にあった会員に支部長が委嘱する

(2) 相談役は支部の運営に関し支部長の諮問に応じて意見を述べ、又幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。

## 第4章 会 議

### (幹事会)

第26条 会議は支部幹事会（似下、幹事会と称す）とし、支部所属団体を代表する幹事及び第15条に定める支部の役員によって組織する。

### (招 集)

第27条 支部長は幹事会を代表し、これを招集する。

### (幹事会出席義務)

第28条 支部所属団体の代表会員及び幹事は幹事会に出席する義務がある。

### (審議並びに決議事項)

第29条 幹事会の審議並びに決議事項は下記とする。

- (1) 規約の制定、改廃
- (2) 事業計画案、収支予算案の決定
- (3) 事業計画、収支決算の承認
- (4) 役員を選任、解任
- (5) 入会、大会の審査、決定
- (6) 後援並びに協賛に関する決定
- (7) 釣魚記録の認定
- (8) 検量所、指定店の認定
- (9) 連盟理事会の付議、委任に関する事項
- (10) その他必要な事項

### (運 営)

第30条 副支部長は支部長の指示により幹事会を招集し職務に従い幹事会の会務を遂行する。

### (幹事会議決)

第31条 幹事会が審議する事項の議決は出席した幹事の過半数の賛成によらなければならない。

### (幹事会議決の通途)

第32条 幹事は幹事会において審議された事項並びに報告、要請された事項を所属団体に通達しなければならない。

### (幹事会開催)

第33条 幹事会は原則として毎月開催する。

### (拡大幹事会)

第34条 拡大幹事会は毎年事業年度の終了後2か月以内に開催する。

### (拡大幹事会出席)

第 35 条 拡大幹事会には代表会員、幹事、相談役、第 15 条に定める支部の役員、連盟役員及び支部の関連団体の役員を支部長が招集する。

(拡大幹事会報告)

第 36 条 拡大幹事会は前事業年度における下記の審議並びに決議事項について報告する。

- (1) 事業報告、収支報告
- (2) 事業計画、予算
- (3) 役員を選任
- (4) 釣魚記録
- (5) 表彰
- (6) その他必要な事項

## 第 5 章 業務の執行及び会計

(事務局)

第 37 条 支部に事務室を置く。

- (1) 事務室に職員をおき、支部長が任免するものとする。
- (2) 職員の給与は副支部長会の議決を経て、支部長が定める。

(事業年度)

第 38 条 支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産、経費)

第 39 条 支部の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費、登録料
- (2) 大会費
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第 40 条 支部の経費は前条の資産を持って支弁する。

(資産管理)

第 41 条 支部の資産は支部長が管理する。

(事業計画、収支決算)

第 42 条 支部長は毎事業年度の事業計画及び収支決算書を作成し幹事会に提出しなければならない。

(監査役の監査と幹事会の承認)

第 43 条 支部長は毎事業年度終了後、遅滞なく次に掲げる書類を作成し監査役の監査を受け、幹事会に提出し承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 資産目録